

圖版解說

一、文殊像

舊天龍山第三窟

紐育 ウィンスロップ氏藏

二、供養者像

舊天龍山第三窟

同 氏 藏

三、羅漢像

舊天龍山第二窟

同 氏 藏

四、飛天像

舊天龍山第二窟

同 氏 藏

五、飛天像

舊天龍山第三窟

同 氏 藏

六、遼の銅鐘

(關野貞「遼の銅鐘」参照)

奉天 舊湯玉麟邸所在

七、宗祇像

東京 伯爵 南部利英氏藏
掛幅 絹本着色 縱一〇四・〇釐 橫四二・六釐

鈍色の衲衣を着け褐色雲文の袈裟を纏ひ、中啓を抱つて端坐する圓頂美髪の一個の老僧形を繪く。上部に型の如く、三區の色紙形を畫して二首の歌及び發句一章を墨書し、

見外老人肖像依

彼嚴命書所詠之

佳作而已

亞槐下拾遺藤(花押)

とある。觀る所壘面の綠青と、色紙形の、右より、淡紅、粉白、淡赭等の施彩と、其の上に描かれた泥文と、手にせる金扇とが、僅に此の一幀の影像に彩華

を加へて居るばかりに簡素な畫面を組み立てゝ居るが、其の顔貌の手法は飽くまで寫生を旨とし、犀利な觀察に立つて眉目口唇の諸相を描出する。其の溫籍な描線の筆跡には當代多數の頂相に見る尖銳な動律を見ないが、而も様式の時代的な近接は、細線の微細な動向に墨の濃淡を加へて、よく筋肉の諸相を捕捉し、是れに淡き赭暈を施して、こゝに溫厚な一老僧の姿貌を宛らに表出し得たことは、また當代肖像畫中の偉製とするに足る。

贊語に見外老人肖像とあるは、一見して見外齋宗祇法師影なることを示すと共に、色紙形の歌句また何れも法師の遺詠である。即ち向つて右方『うつしあくも我影ながら云々』の詠は、『下草』第十卷に『草庵の會に』と題する一句、また左の『さよまくら云々』の連歌は新撰菟玖波集卷六所收の遺詠である。而して此の題贊の筆者は宗祇影として容易に連想さるゝ權大納言侍從三條西實隆と認められ、其の亞槐下拾遺とあると併せて、其の書風と花押とは正しく逍遙院其の人であることを證して居る。

彼が、身、堂上の貴紳に列しながら、生來文墨に長じて、多數の遺著を傳へたと共に、實隆公記の稀覯の大部冊を遺した人であることは云ふまでもない。而して其の六十年に餘る日乗には、彼の多端なる公私諸般の生活の記錄の間に、當代多數の文墨の士の消息を隨處に洩して居るが、特に宗祇は彼にとつて寧ろ歌道の一先覺として遇せられたる如く、屢々、其の來往を日次記中に發見する。たゞへば延徳三年三月廿四日には自ら駕を彼の庵室に枉げたること見え、明應四年九月十三日には新撰菟玖波集廿卷を宗祇と共に自ら校合せることを錄し、同五年閏二月廿七日には、法師の長門住吉社奉納百首に勅點を奏せることをす

宗
祇
像
部
分

東京
伯爵
南部利英氏藏

早朝向勸修寺有朝浪午後宗祇法師來恩亭云々仍歸宅之處壺一青帙一縉携之待予之間罷向姉小路許云々仍遣人招寄之欲勸一盡之處寸白興盛云々歸之間無力姉小路相公民部卿等相招之一盡張行非無興

と錄して居るのを見ると、此の兩者の交情のただならぬものがあつたことを仄に推想せしめる。たゞ文龜二年宗祇入寂に就いては、彼が不幸異境に客死せるが爲めか、遂に其の記事を求め得ないが、而も此の詞匠に對する彼の思慕は遺影に關する記録の一再ならぬにも想察される。即ち永正六年二月十四日の條には

宗祇法師肖像彼發句擬贊語書之

とあり、大永四年八月十六日の條には

宗碩來(中略)宗祇影贊同書遺之

とあり、永正四年六月十三日には

宗祇影贊宜竹被草之持來尤珍重也早被清書可賜之由報了

等とある。而して此の南部家の一幀に就いては、不幸にして今是れを究め得な

内 外 彙 報

新指定の國寶

昭和九年一月卅日付官報を以つて左記の如く、繪畫二十六點、彫刻七點、工藝三點、刀劍十四點、典蹟四十四點、文書十六點、書蹟三點、合計百十三點の寶物類及び建造物十四點の國寶指定が發表された。(白烟)

繪
畫

絹本淡彩 觀音圖 良金筆 一幅 東京 男爵 山本達雄

同 周茂叔圖 「正信」ノ印アリ 一幅 小倉乃麻

紙本墨畫 許由巢父圖 傳狩野永徳筆 二幅 東京 小倉乃麻

紙本淡彩 蘆雁圖 秋月筆 二幅 大塚弘

紙本墨畫金彩 文殊圖 真圭贊 靈彩筆 一幅 同 子爵福岡孝紹

紙本墨畫 松林圖 六曲屏 長谷川等伯筆 一雙 同 同

紙本著色 馬郎婦觀音圖 永福竝世月贊 一幅 同 侯爵前田利爲

紙本淡彩 天橋立圖 傳雪舟筆 一幅 同 同 侯爵山内豊景

紙本著色 宗祇像 三條西實隆贊 一幅 同 伯爵南部利英

同 長生比丘尼像 文安六年七月十日 一幅 同 同

紙本著色 佛涅槃圖 狩野直信筆 一二幅 大德寺

いが、其の贊語中『依彼嚴命云々』とあることに據つて、上記一二三の遺像に反して、正しく壽像なることを語ると共に、此の桑門の一詞宗と、堂上の貴紳との交情を宛らに物語る珍らしい遺品である。

本圖そも何人の筆端に成るものであらうか。今審に是れを推知すべき由も無いが、何れは文龜二年法師入寂に先だち、また長享三年逍遙院其の人の侍従補任は後るゝものとして、恐らく當時の土佐派の一畫匠の手に出でたものであらう。こゝに思ひ起さるゝは此の貴紳の日乗中に、宗祇と共に、屢々其の來往を錄され、また實隆を介して法師とも相知ることの深かりしを想像さるゝ刑部大輔光信其の人である。無論今日不幸にして光信の正筆なるものを推知し難く、尙其の上に彼の遺品に近しと想像さるゝ二三も、其の様式に於て全く本圖に近似するものは無いが、而も一たび彼が此の種の影像に筆を染めたなら、此の種の作品を遺さなかつたとは何人が保し得やう。そは素より我が徒の一旦のさかしらに過ぎないが、或はまた此の土佐中興の偉才の畫蹟ではないであらうか。(田中)